

## 第 4 章 役 員

- 第 7 条 会長  
(1) 会長は会務総理し本会を代表する。  
(2) 会長の囑任は O B 会において選定する。
- 第 8 条 副会長  
(1) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。  
(2) 副会長の囑任は会長に準ずる。
- 第 9 条 幹事  
幹事は幹事会を組織して本会の会務を企画実行する。
- 第 10 条 幹事の選出  
幹事は O B 会において選出する。
- 第 11 条 任期  
役員任期は 2 年として、重任を妨げない。
- 第 12 条 役員補充  
役員に欠員が生じた場合は、後任役員は臨時役員会を開き選出し、前任役員残任期間を継承する。

## 第 5 章 会 計

- 第 13 条 本会の会計は会費、寄付金及びその他の収入を以て当てる。
- 第 14 条 会計事務は会長が行い、O B 会において報告しなければならない。
- 第 15 条 本会会費は会員が年 10,000 円を納入するものとする。
- 第 16 条 本会の会計年度は、毎年 ~~4~~ 月 1 日より ~~翌年~~ <sup>12</sup> 月 31 日までとする。

(2021年3月7日改定) (2023年1月1日より施行)